高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援について、関係者の幅広い参画を得て、その内容を検討するため、高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 計画の策定に関する事項
 - (2) 計画の進捗管理に関する事項
 - (3) 計画の点検及び見直しに関する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、知事が委嘱する委員13名程度で組織する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠のために委嘱された委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 協議会には、会長、副会長を置き、これらは委員の互選により決定する。
- 2 会長は協議会を代表し、協議会の会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を行う。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 協議会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。